

## 水質検査結果に基づく水質基準項目及び 水質管理目標設定項目の分類見直し(案)について



2016年2月17日に厚生労働省で開催された第17回厚生科学審議会生活環境水道部会が開催され、水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類見直しについて、話し合われました。

その概要は、以下の通りです。

第8回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成22年2月2日開催)で了承された「水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類に関する考え方」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討されました。

集計の結果、「陰イオン界面活性剤」及び「ニッケル及びその化合物」が分類変更を検討すべき項目に該当しました。

「陰イオン界面活性剤」については、最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在していませんが、最近3ヶ年でも10%値、50%値超過地点が確認されており、引き続き水質基準に据え置いて管理していくことが望ましいと考えられました。

「ニッケル及びその化合物」については、現在の目標値は諸外国の基準値を参考に設定されており、目標値の再検討が必要であること、給水装置からのニッケルの浸出に対する対応が困難であるという課題があるため、水質基準を設定するにあたってはさらなる検討を要するとされました。このため、水道原水及び浄水におけるニッケルの存在状況、環境汚染状況の推移、水道用資機材等を含めた水道における制御方法等についての調査検討を引き続き行い、「ニッケル及びその化合物」を水質基準に分類するかどうかについての検討を継続することとしたいとなっています。

今回の検討結果としては、浄水中での検出状況による水質基準及び水質管理目標設定項目間での分類変更は行わないとしています。

当社は水道法第20条に基づく厚生労働大臣登録の水質検査機関及び水道GLP認定機関として、長年の水質検査の実績があります。お気軽に、ご相談ください。

資料 平成28年2月17日付 第17回厚生科学審議会生活環境水道部会資料

1-2 最新の科学的知見に基づく今後の水質基準の改正方針(案)

分析技術箇所 長谷川知草

